

## ■ 富山市高齢者補聴器購入費助成事業 申請者向けQ&A

### 【制度概要】

Q1 この制度の目的は？

A1 加齢に伴う難聴により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成することで、聞こえの改善を通じた認知機能低下の予防や生活の質の向上を図るものです。

### 【対象者】

Q2 どのような人が対象ですか？

A2 申請時点において、次の①から⑥までのすべての要件に該当する方です。

- ① 本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③ ア、イのいずれかに該当し、医師が補聴器の装用を必要と認めた方  
ア 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である方  
イ 片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、他耳の聴力レベルが70デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付基準に該当しない方
- ④ 市税の滞納がない方
- ⑤ 暴力団び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない方
- ⑥ 過去に本制度による助成を受けていない方

Q3 聴力レベルがどれくらいであれば対象となるのですか？

A3 対象となる聴力レベルは、日常会話に支障があるとされる中等度の難聴の方を想定しています。

具体的には、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である方、または片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、他耳の聴力レベルが70デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付基準に該当しない方を想定しており、いずれの場合においても、医師が補聴器の装用が必要と認めた場合に対象となります。

なお、高度・重度の難聴で身体障害者手帳の交付対象となる方については、障害福祉制度による補装具費支給制度があります。

詳しくは、障害福祉課のHPをご確認ください（ページ番号1003619）。

Q4 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている場合は対象になりますか？

A4 本事業の対象とはなりません。

障害者手帳をお持ちの方は、障害福祉課の補装具費支給制度をご利用ください。

Q 5 所得要件はありますか？

A 5 ありません。

Q 6 市税に滞納がある場合はどうなりますか？

A 6 本事業を使用することはできません。

なお、申請時に、市税の納付状況等が確認できる書類（課税者は納税証明書、非課税者は非課税証明書）を提出していただきます。

賦課期日である1月1日以降に本市に転入された方は、従前の住所地で証明書を取得し提出してください。

### 【助成内容】

Q 7 助成額はいくらですか？

A 7 補聴器本体購入費の2分の1（上限額は3万円）です。

例）8万円の場合 → 助成額3万円（上限額）

2万円の場合 → 助成額1万円（本体の2分の1）

Q 8 両耳分を購入した場合、6万円助成されますか？

A 8 いいえ。助成額は片耳両耳問わず、1人あたり最大3万円となります。

Q 9 助成対象となる費用はどこまでですか？

A 9 補聴器本体の購入費のみが対象です。

なお、診察料、検査料、医師意見書作成料、調整費用、修理費、電池代、付属品、送料などは、助成の対象外となります。

### 【対象機器】

Q 1 0 どのような補聴器が対象ですか？

A 1 0 医薬品医療機器等法に基づく「管理医療機器」として認証された新品の補聴器が対象です。

補聴器であれば、耳あな型・耳かけ型など種類は問いません。

Q 1 1 集音器は対象になりますか？

A 1 1 対象外です。

なお、集音器は補聴器とは異なり、医療機器ではありません。

## 【申請手続】

Q 1 2 申請から購入までの流れを教えてください。

A 1 2 基本的には、次のような流れとなります。

- ① 耳鼻咽喉科を受診し、意見書を作成してもらう
- ② 市内の補聴器販売店で補聴器の見積書を取得する（納税証明書等を取得する）
- ③ 申請書類一式を市（長寿福祉課）に提出する
- ④ （審査後、助成対象と決定された方には）市から助成決定通知書等が届く
- ⑤ 補聴器を購入する

Q 1 3 申請書類はどこで入手できますか？

A 1 3 申請に必要となる「富山市高齢者補聴器購入費助成申請書」（様式第1号）、「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」（様式第2号）は、長寿福祉課窓口に備え付けてあります。

また、申請者ご自身が、市ホームページ上に掲載している様式を印刷し、ご使用いただくこともできます。

なお、補聴器購入の際に必要な、「富山市高齢者補聴器購入費助成決定通知書」（様式第3号）と「富山市高齢者補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状」（様式第5号）については、助成対象となった方に対して、直接市から郵送しますので、市ホームページから様式を印刷することはできません

Q 1 4 購入後に申請できますか？

A 1 4 できません。

必ず購入前に申請してください。

Q 1 5 なぜ事前申請なのですか？

A 1 5 本事業の対象となる要件や助成額などを事前に審査することにより、適正な公金支出を行うためです。

Q 1 6 「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」（様式2号）を作成してもらうことができる医療機関は、富山市内の医療機関に限られますか？

A 1 6 富山市内の医療機関に限定しておりません。

耳鼻咽喉科の受診の際、「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」（様式第2号）をご持参いただき、意見書の作成等について担当医とご相談ください。

また、本制度は障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度とは異なり、指定医制度はありません。

Q 1 7 「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」(様式2号)は、医療機関に備え付けてありますか？

A 1 7 医療機関には備え付けていませんので、申請者ご自身が、受診の際にご持参ください。

なお、様式は、長寿福祉課窓口にも備え付けてあります。

また、市ホームページから様式を印刷することができます。

Q 1 8 医師が作成した「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」(様式2号)に有効期限はありますか？

A 1 8 聴力の状態は、時間の経過により変化する場合があることから、意見書に有効期限を設け、その期間を3か月としています。

ただし、審査等の申請手続には、概ね2～3週間の期間を要しますので、できるだけ早く申請書類を準備していただき、申請されることをお勧めします。

Q 1 9 補聴器の見積書はどこでもらえばよいのですか？

A 1 9 市内に実店舗を有し、医薬品医療機器等法に基づく管理医療機器販売業の届出を行っている補聴器販売店(市内に実店舗のある補聴器取扱販売店)で見積書をもらうことができます。

Q 2 0 耳鼻咽喉科を受診する前に、補聴器販売店で見積書をもってもよいですか？

A 2 0 本事業は、医師による診察及び聴力検査の結果を踏まえ、対象となる聴力レベルに該当し、補聴器の装用が必要と認められた方を対象としています。

このため、まず最初に、耳鼻咽喉科を受診し、医師に意見書を作成してもらい、その後、市内に実店舗のある補聴器取扱販売店で見積書をもってください。

Q 2 1 納税証明書(非課税証明書)は、いつ時点のものを提出することになるのですか？

A 2 1 申請時において、最新の納税状況等を証明できるものを提出していただきます。

なお、本事業による助成を受けるためには、対象となる聴力レベルに該当し、医師が補聴器の装用を必要と認めること(A3参照)が要件の一つとなっており、聴力レベルの状況等によっては、本事業の対象に該当せず、意見書を作成していただけない場合も想定されます。

この場合のように、受診の結果、聴力レベル等の要件を満たさず、本事業の対象とされない可能性もあることを踏まえますと、受診前に納税証明書を取得しておくことは有意ではありません。

このため、納税証明書(非課税証明書)を取得する時期については、医師が補聴器の装用が必要であると認め、「富山市高齢者補聴器購入費助成医師意見書」(様式2号)を作成した日(受診日)以降を一つの目安としてください。

Q 2 1 - 2 医師の意見書をもらう前に納税証明書を取得してしまいました。有効な申請書類として取り扱ってもらえるのでしょうか。

A 2 1 - 2 医師の意見書をもらう前に取得した納税証明書であっても、申請日において、最新の納付状況等を反映していると判断できる場合は、有効な申請書類として取り扱います。

一方で、申請日と納税証明書の証明日（発行日）の間に、時期的なずれがあり、最新の納付状況等の判断が困難な場合などには、当該納税証明書を有効な申請書類として取り扱うことができませんので、別途、最新の納税証明書の取得をお願いする場合があります。

Q 2 2 申請書類に不備があった場合はどうなりますか？

A 2 2 申請書類がそろっていないなどの不備があると、適正な審査ができないため、手続きを進めることができません。

不備の程度にもよりますが、審査が困難な書類の場合は、申請者に申請書類を返却する場合があります。

このため、郵送により申請書類を提出される場合には、書類がそろっているか、記載漏れがないかなど、事前に十分ご確認ください。（郵送よりも、長寿福祉課窓口で、直接、申請書類を提出されることをお勧めします。）

なお、審査を進める中で、必要に応じ、別途、確認書類の提出をお願いする場合があります。

Q 2 3 審査にはどれくらいの時間を要しますか？

A 2 3 審査に要する期間は、申請者ごとに異なるため、一概には言えませんが、書類に不備等がなければ、市が申請書類を受理してから、概ね2～3週間以内に審査結果を通知する予定としております。

Q 2 4 助成対象とならなかった場合も市から審査結果が通知されるのですか？

A 2 4 審査結果については、助成の対象とならなかった場合にも書面で通知します。

## 【購入・支払】

Q 2 5 申請時と異なる機種の補聴器を購入できますか？

A 2 5 できません。

申請時の見積書に記載された補聴器が助成対象です。

Q 2 6 申請した販売店と別の店で購入できますか？

A 2 6 できません。

見積書をもらった販売店で購入してください。

Q 2 7 助成金は、いつ口座に振り込まれるのですか？

A 2 7 助成金は、市から販売店に振り込みますので、申請者個人の口座に直接振り込まれることはありません。

申請者（購入者）は、助成額を差し引いた自己負担額のみを販売店へお支払いいただくこととなります。

Q 2 8 販売店へ提出する「富山市高齢者補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状」（様式第5号）はどこで入手できますか？

A 2 8 「富山市高齢者補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状」（様式第5号）は、審査の結果、助成対象となった申請者に対して、「富山市高齢者補聴器購入費助成決定通知書」（様式第3号）と併せて郵送します。

この「富山市高齢者補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状」（様式第5号）には、補聴器購入時に必要事項を記入のうえ、販売店へ提出してください。

Q 2 9 助成決定後、いつ頃までに補聴器を購入する必要がありますか？

A 2 9 助成の決定を受けてから、長期間、補聴器を購入しないまましていると、聴力の状態や購入予定機種、価格等が、助成決定時の状況から変わってしまっている可能性がありますので、できるだけ早期（概ね1か月以内）に購入されますようお願いいたします。

Q 3 0 インターネット通販など非対面で購入した補聴器は対象ですか？

A 3 0 対象外となります。

市内の対象販売店で購入した新品の補聴器のみ対象となります。

Q 3 1 中古品は対象になりますか？

A 3 1 対象外となります。

市内の対象販売店で購入した新品の補聴器のみ対象となります。

### 【申請期間】

Q 3 2 申請受付期間はいつですか？

A 3 2 4月1日から3月31日までです。

ただし、令和8年度は6月15日から申請受付を開始します。

Q 3 3 年度末（3月）でも申請できますか？

A 3 3 申請可能です。

なお、審査結果の通知等については、状況等により翌年度になる場合があります。

### 【その他】

Q 3 4 この助成制度は、何回でも利用できますか？

A 3 4 本事業による助成は、1人1回限りです。

Q 3 5 現在補聴器を使っています。買い替えでも対象になりますか？

A 3 5 対象となります。

ただし、本事業による助成は、1人1回限りです。

Q 3 6 補聴器購入費は医療費控除の対象になりますか？

A 3 6 医療費控除の対象となる場合があります。

詳しくは、税務署又は税理士へご相談ください。

※このQ&Aは、作成時現在の状況のものであり、今後、内容が変更となる場合がありますので、最新情報は富山市ホームページをご確認ください。